

附 帯 控 訴 状

2013年5月30日

東京高等裁判所第8民事部C係 御中

附帯控訴人（被控訴人）

訴訟代理人 弁護士 東 澤 靖

同 弁護士 齋 藤 義 浩

同 弁護士 張 界 満

同 弁護士 二 関 辰 郎

同 弁護士 小 町 谷 育 子

同 弁護士 魚 住 昭 三

附帯控訴人（被控訴人） 別紙附帯控訴人目録記載のとおり

附帯被控訴人（控訴人） 別紙附帯被控訴人目録記載のとおり

文書一部不開示決定処分取消等請求附帯控訴事件

訴訟物の価額 17,600,000円

ちょう用印紙額 111,000円

上記当事者間の御庁平成24年（行コ）第412号文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件について、被控訴人（附帯控訴人）は、原審が平成24年10月11日言い渡した平成20年（行ウ）第599号文書一部不開示決定処分取消等請求事件の判決の控訴に附帯して、下記のとおり控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 外務大臣が原告らに対してした別紙3処分目録の「不開示決定」欄記載の各行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定のうち、同目録の「⑦取消部分」欄記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 外務大臣は、原告らに対し、別紙3処分目録の「⑦取消部分」欄記載の各部分の開示決定をせよ。
- 3 本件訴えのうち、外務大臣が原告らに対して別紙3処分目録の「⑧適法部分」欄記載の各部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中、別紙処分目録について、附帯控訴人らの敗訴部分を取り消す。
- 2 外務大臣が附帯控訴人らに対してした、別紙処分目録記載の各行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消す。
- 3 外務大臣は、附帯控訴人らに対し、別紙処分目録記載の各行政文書につき、各不開示部分を開示せよ。
- 4 訴訟費用は第一、二審とも附帯被控訴人の負担とする。

第3 附帯控訴の理由

附帯控訴人らは、別紙処分目録記載の各行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定はいずれも違法なものであり、これを適法と判断した原判決の判断を争うものである。ただし、附帯控訴の対象としている別紙処分目録記載の各行政処分は、原判決が適法と判断した判決のすべてではなく、①原判決が適法と判断したが、原判決後に外務大臣が開示を決定した行政文書またはその部分、ならびに②原判決が適法と判断したが、附帯控訴人において附帯控訴の必要性

を認めない行政文書またはその部分を除いたものに関するものである。
附帯控訴の理由の詳細については、おって明らかにする。

以 上

附帶控訴人目錄

附帶控訴人（被控訴人） 崔 鳳 泰

附帶控訴人（被控訴人） 李 容 洙

附帶控訴人（被控訴人） 李 金 珠

附帶控訴人（被控訴人） 呂 運 澤

附帶控訴人（被控訴人） 太 田 修

附帶控訴人（被控訴人） 田 中 宏

附帶控訴人（被控訴人） 西 野 瑠 美 子

附帶控訴人（被控訴人） 山 田 昭 次

附帶控訴人（被控訴人） 吉 澤 文 寿

附帶控訴人（被控訴人） 李 鶴 来

附帶控訴人（被控訴人） 梁 澄 子

弁護士

東 澤

靖

同

張

界

満

同

齋

藤

義

浩

同

二

関

辰

郎

同

小町谷

育

子

同 魚 住 昭 三

附 帶 被 控 訴 人 目 録

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

附帯被控訴人（控訴人） 国

代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

行政処分庁外務大臣 岸 田 文 雄